令和4年5月31日 定例記者会見資料

## 国の各経済対策などの実施について

国の方針により決定されている給付事業などの経済対策について、市では、補正予算の編成など を行いながら適切に対応していきます。

## 1 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

補正額 3億円

コロナ禍において、真に生活に困っている方々への支援強化として、当該給付金について家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できてない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付による臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)を支給します。(国の改正支給要領は令和4年6月1日発出予定)

## ■支給対象

- (1) 基準日(令和4年6月1日)において世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯
- (2)(1)のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- ※令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給された世帯に、令和4年度非 課税世帯等として再度支給されるものではない。
- ■スケジュール(予定)

対象世帯へ6月末を目途に支給案内等を送付するとともに、申請を受け付け、要件等を審査 のうえ7月より順次支給予定です。

## 2 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

補正額 1億 105万円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(対象児童1人につき5万円)を支給します。

#### ■支給対象

- (1) 令和4年4月分児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯)
- (2) (1)以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)

#### ■対象児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)

■スケジュール(予定)

児童扶養手当受給者等、市で支給要件・振込口座等が把握できる支給対象者は、申請不要です。 6月末頃から順次支給を開始します(プッシュ型)。

申請が必要な支給対象者の受付開始は、6月末以降の予定です。支給要件等審査を経て7月末 以降から順次支給開始の予定です。

# 3 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の 申請期限延長及び求職活動要件の緩和について

補正額 3501万円

政府において決定された「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」に基づき、 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限延長、求職活動等要件の緩和を行いま す。

## ■給付額(支給期間3カ月)

世帯人数	月額
1人	60000円
2人	80000円
3人以上	100000円

## ■変更点

(1)申請期限の延長

【現行】令和4年6月末→【変更後】令和4年8月末

(2) 求職活動等要件の緩和

【現行】月2回以上の公共職業安定所での職業相談

→【変更後】月1回以上の公共職業安定所での職業相談

【現行】週1回以上の企業等への応募

→【変更後】月1回以上の企業等への応募

## ≪事業費に関する留意事項≫

1および2の事業については、専決にて予算編成された事務費が別途あります。

事業全体の予算額は、上記「補正額」に「事務費」を加えた費用となります。

【1の事務費】 3847万円【2の事務費】 1061万円

■問い合わせ 1について 健康福祉部地域支援課 0422-60-1941

**2について** 子ども家庭部子ども子育て支援課 0422-60-1963

**3について** 健康福祉部生活福祉課 0422-60-1254